

アスベスト（石綿）対策の充実

【担当省庁】環境省

奈良県における取組

県民の健康不安への対応

(1) 基金への拠出

健康被害を受けられた県民の救済を目的に、「石綿健康被害救済基金」へ拠出。(H19～H28)

(2) 救済制度の広報、周知

石綿取扱い事業所周辺の住民が抱える不安を解消するため、石綿に関する説明会を開催。(H26～)

アスベスト問題相談窓口を開設し、県民からの制度の相談および案内。

(相談件数:H17～累計700件)

(H30年1月現在)



説明会の様子(H29橿原市)

(3) 試行調査等の実施

環境省の委託を受けて、平成19年度から平成26年度まで「石綿の健康リスク調査」を実施、平成27年度から石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのモデル事業として「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(H31年度まで予定)」を実施。

国にお願いすること

県民の健康不安への対応

(1) 地方負担への配慮

- ・「石綿健康被害救済基金」への拠出金について、更なる負担を求めないこと。
- ・試行調査の実施にあたり、地方公共団体に対し新たな経費負担を求めないこと。

(2) 救済制度の広報充実

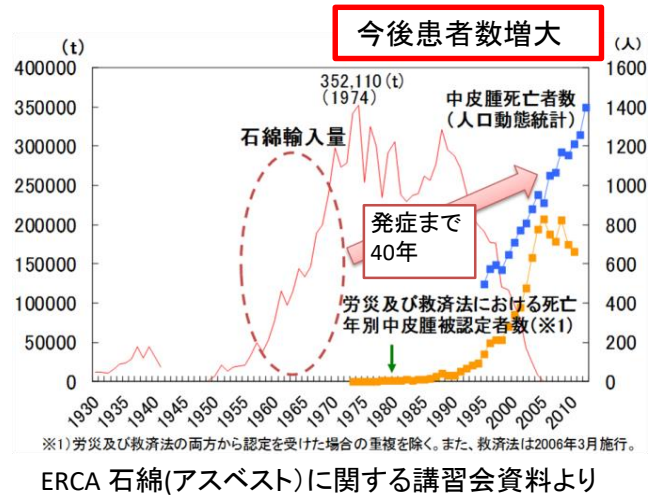
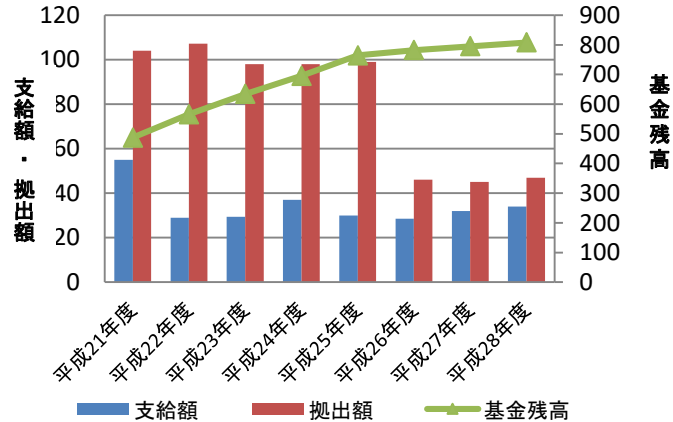
奈良県が実施している石綿に関する説明会で、「石綿健康被害救済制度」の不知による給付金請求の相談事例が見受けられたことから、潜在的に給付金未請求の事例が存在すると思われる。

今後も患者数が増大することが予想されることから、「石綿健康被害救済制度」について、更なる広報(テレビ、ラジオ、新聞等)の充実を図りたい。

(3) 石綿検診制度の創設

石綿ばく露者の健康管理のため、石綿ばく露者及び地方公共団体の費用負担のない「石綿検診制度」の創設を早期に図りたい。

石綿健康被害救済基金への拠出額及び支給額の推移(単位:億円)



※1) 労災及び救済法の両方から認定を受けた場合の重複を除く。また、救済法は2006年3月施行。

ERCA 石綿(アスベスト)に関する講習会資料より